

特第 1089 号
令和 2 年 5 月 8 日

各県立特別支援学校長 様

特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立特別支援学校）について（通知）

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業について、児童・生徒等の安全、安心な生活の確保を第一に、3月2日以来、春季休業を挟んで5月6日までの間、継続してきました。この度、国の緊急事態宣言の期間延長に伴い、臨時休業の期間を、5月31日まで延長することとしました。

そこで、県教育委員会では、県立特別支援学校が臨時休業中に行う学習指導等についての考え方や留意事項等について、改めて整理しなおすこととし、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立特別支援学校）」を作成しました。

各学校においては、臨時休業中の学習指導に当たって、この指導資料を踏まえ、学校の教育活動再開後を見通したカリキュラム・マネジメントの視点による教育課程の再編成について、学校や児童・生徒等の実情に応じた指導計画の変更や精選を行うとともに、家庭学習で扱う内容の適切な設定や内容の充実に努めるようお願いします。

また、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（小・中学校）」及び「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）」を参考に送付しますのでご活用ください。

併せて、別添写しのとおり、令和2年4月21日付けで2文科初等初第154号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」及び令和2年5月7日付け同局特別支援教育課事務連絡で「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業中における障害のある児童生徒の家庭学習支援に関する留意事項について」が示されましたので、お知らせします。

なお、本指導資料については、県教育委員会及び県立総合教育センターのホームページに掲載します。

問合せ先
教育指導グループ 荒井
電話 045 (210) 8276 (直)